

## 生活困窮者自立相談支援事業（住吉区）主任相談支援員（常勤嘱託職員）の募集

【応募資格】 相談支援員を統括し、関係機関との連絡調整を担い、社会福祉全般に対して見識を有するとともに、管理者としての任務遂行能力を有する方。相談業務全般のマネジメントと支援員の指導育成を行い、自らも相談支援を行うことから、生活困窮者相談支援事業に関心があり、かつ福祉関係の相談支援業務の経験がある方。（社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事のいずれかの資格があれば尚可）

パソコン（ワード・エクセル等）基本操作が可能な方、自転車に乗れる方

【応募方法】 封筒の表に「主任相談支援員応募」と明記し、次の書類を下記（応募先）へ郵送または持参ください。

- ・ 履歴書：JIS規格、顔写真貼付
- ・ 職務経歴書
- ・ 資格登録証または資格取得証明書の写し

【業務内容】

- ・ 生活困窮者にかかわる相談支援（訪問含む）
- ・ 支援にかかわるアセスメント、プランの作成
- ・ 相談員の指導育成、相談業務全体のマネジメント
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 相談記録の入力・管理
- ・ 大阪市との調整
- ・ その他、業務に必要な記録・資料等の作成事務

【勤務場所】 大阪市住吉区役所内（住吉区南住吉3-15-55）

【雇用期間】 令和5年1月1日～令和5年3月31日（契約更新の可能性あり・条件あり）

【勤務日】 毎週月曜日～金曜日（休日は土曜日・日曜日・祝日、年末年始）

【勤務時間】 9時～17時30分（うち休憩時間45分）

【給与】 月額：249,600円  
他に通勤手当（月額55,000円を限度）支給

【賞 与】           あり

【社会保険】       ・ 健康保険  
                  ・ 厚生年金保険

【労働保険】       ・ 雇用保険  
                  ・ 労災保険

【募集人員】       1名

【年次有給休暇】   採用2カ月経過後付与

【選考方法】       (1) 書類選考  
                  (2) 面接試験(書類選考により面接を決定した方)  
                  ・ 日 時：別途個々に連絡します。  
                  ・ 場 所：大阪市住吉区社会福祉協議会

【その他】           応募書類等送付いただいた個人情報、選考及び選考後の人事管理に  
                  関してのみ利用します。  
                  応募書類等についてはご返却できません。  
                  選考終了後、本会で速やかに廃棄処分します。

【お問い合わせ・応募先】

〒558-0021  
大阪市住吉区浅香1-8-47  
  
社会福祉法人 大阪市住吉区社会福祉協議会  
                  (担当：井西・中畷)  
  
電話06-6607-8181